

## 宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例について

- ・ 本日、川南町の養鶏場の肉用鶏について、疑似患畜と判定し、26 日の高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部で決定した対応方針に基づき、防疫措置を開始することになりました。
- ・ また、現在、簡易検査陽性となった延岡市の養鶏場の種鶏について、遺伝子検査を実施しており、陽性が確認された場合には、上記の対応方針に基づき、防疫措置を開始します。
- ・ これらの農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- ・ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

### 1. 農場の概要

#### 児湯郡川南町の事例

農場所在：児湯郡 川南町 大字川南

飼養状況：肉用鶏 92,000 羽

位置：都農町の第 3 例目農場から南へ約 8km

#### 延岡市北川町の事例

農場所在：延岡市 北川町 川内名

飼養状況：肉用種鶏 6,600 羽

位置：都農町の第 3 例目農場から北へ約 60km

### 2. 経緯

- (1) 本日午後、宮崎県から、死亡鶏が確認された川南町及び延岡市の養鶏場において、インフルエンザの簡易検査を行ったところ、A 型インフルエンザ陽性の旨連絡がありました。

- (2) 川南町の養鶏場については、死鳥の回収車両が第3例目農場と同一であり、簡易検査の結果及び死亡鶏の状況等と併せ、高病原性鳥インフルエンザの疑いが極めて強いことから、遺伝子検査の結果を待たずに、疑似患畜と判定しました。
- (3) また、現在、簡易検査陽性となった延岡市の事例については、死亡羽数の増加はわずかであるため、遺伝子検査を実施しており、陽性が確認されれば、疑似患畜と判定し、速やかに防疫措置を開始します。

### 3. 今後の対応

農林水産省は、疑似患畜と判定された場合には、直ちに、26日の高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部で決定した、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始することとしています。

1. 「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
4. 県との的確な連携を図るため、政務3役が県と密接に連絡をとる。(現地派遣又は電話連絡)。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
6. 殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 感染経路等の究明のため、疫学調査チームを派遣。
8. 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
9. 関係府省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

### 4. その他

- (1) 当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。なお、家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。